

第5章 NPO・市民活動の促進に向けて

第4章で掲げたNPO・市民活動の促進に関する様々な施策を推進するために、基盤整備として、次のような取組の検討を行います。

1 市職員の意識改革と各種事業の企画立案・実施体制の見直し

- 新しい公共サービスの提供に向けて、NPO・市民活動を促進し、NPO・市民活動団体との協働を進めるためには、職員一人ひとりが、NPOや協働についての認識を高める必要があります。
- そのため、市職員の意識改革に向けて、協働の推進に取り込むために必要な手法習得のための研修や、NPO・市民活動団体との合同研修や現場研修など、ともに汗をかくことによる理解促進等も検討していきます。
- さらに協働の推進のためには、個々の市職員の意識改革だけに止まるのではなく、システムとして、市の各種事業の企画立案の仕組みや実施の仕組み全体を見直すことも必要です。
- 具体的には、市の事業に、協働によって進められるものがないか、行政本来の仕事の在り方を見直すとともに、協働の相手となる適切な団体があるのか等、NPO・市民活動を行う団体の実態把握を行い、協働を推進するための検討を進めます。

2 庁内推進体制の整備

- NPO・市民活動団体と市との協働事業は、平成17年度は15課62事業でしたが、平成18年度には17課74事業と着実に増加しています。しかし、これまでの協働は、様々な行政分野において、担当各課の事業展開の中でそれぞれ個別に独自の取組を進めてきました。今後は、本計画で定めた「NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則」ならびに「協働の推進に向けた基本姿勢と原則」に則った協働の推進を、全庁的に取り組んでいく必要があります。
- そこで、共通の理解と方針に基づいた、NPO・市民活動の促進ならびに協働の推進を進めていくための組織横断的な調整組織を設置し、担当各課で取り込まれる協働事業の情報収集や、協働事業間の連携・調整、協働事業の成果に関する情報共有等を行っていきます。
- さらに、行政との協働を希望したり模索したりしているNPO・市民活動団体にもわかりやすいように、ワンストップで相談・対応できるような協働の窓口の設置を検討します。

3 市民自治とNPO・市民活動の責任

- 市民自治とは、市民自らが、自らのまちを、自らの手で作り上げていくのが本来の姿です。そのためには、まちづくりの「主役」として、市民一人ひとりが武蔵野市の課題と将来を真剣に考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を高める必要があります。
- 市民がNPO・市民活動などに参加し、地域の課題や社会的課題の解決に向けた責任ある取組を進めることで、市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、新しい公共的サービスの担い手にもなることができ、市民自治のさらなる充実を期待することができます。
- NPO・市民活動団体が行政などとの協働事業を進めるにあたっては、役割分担などの協働のルールを定め、事業のプロセスと結果に関して相互に責任を負うこととなります。そのため、NPO・市民活動団体自身がマネジメント能力を高め、社会的責任を果たすことが求められます。

4 協働事業を評価・検証する仕組みづくり

- 行政とNPO・市民活動との協働事業は、サービスを受ける武蔵野市民にとってより効果的・効率的な取組であるよう、事業や団体の客観性・透明性が強く求められます。従って実施後の協働事業についても評価・検証し、協働事業がより良い方向へと進むような仕組みを検討します。

5 「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」の作成

- 行政とNPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関するルールや具体的な仕組みをとりまとめた「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」を作成します。
- また、検討の体制としては、行政とNPO・市民活動団体等が協働して、作成委員会等を組織して議論していきます。

6 「市民協働スペース（仮称）」の整備

- 武蔵野市防災・安全センター（仮称）増築に伴い西棟 7 階を「市民との協働の場」と位置づけ、市民・NPO 等との協働・連携を図りながら事業を展開している職場の中から、市民活動センター、環境政策課、緑化環境センターが配置されることとなっています（「庁舎レイアウト方針」平成 18 年 5 月）。
- この新しく設置される「市民との協働の場」に、市との協働・連携を進める NPO・市民活動団体が相談・ミーティング・情報交換などができ、印刷機能や作業スペースも備えた「市民協働スペース（仮称）」を平成 19 年度中に整備します。
- 「市民協働スペース（仮称）」は、市役所庁舎内という立地特性を活かして、市民協働を円滑に推進するための機能を持つものと位置づけます。

資料1 NPO・市民活動団体との協働事業の具体例

◇ 平成18年度の、武蔵野市役所各課におけるNPO・市民活動団体との協働に関する分野別の具体的事業は下記の通りです。

1 保健・医療・福祉の増進

(平成18年8月現在)

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
声の市報制作・配布	市報の内容をテープに録音し、視覚障害者に配布する。	委託	視覚障害者対象の市報を制作するにあたり、日ごろから市内で同様のボランティア活動を行い、ノウハウを熟知している同団体に委託した。	朗読奉仕の会むさしの	広報課
団塊世代地域発見推進事業	平成19年には60歳を迎え始める団塊世代市民(S22～24生)に、改めて地元＝「地域」を意識してもらい、リタイア後に様々な地域活動や地域コミュニティ・ビジネスのキーパーソンとして活動できるようなきっかけ作りを行う。	委託	団塊世代市民の自主的な活動を側面的に支援することにより、市民による「団塊世代事業」が自然な形で自立的に推進されていくことを目的とする。	市民公益活動団体「DANKAIプロジェクト」	生活福祉課
テンミリオンハウス事業(川路さんち)	○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間1,000万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。 ○川路さんちでは、高齢者むけミニデイサービス(昼食提供含む)、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して季節の行事をはじめとしたイベントを実施している。	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	グループ「萩の会」	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
テンミリオンハウス事業（月見路）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○月見路では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して季節の行事をはじめとしたイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 日本アビリティーズ協会	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（関三倶楽部）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○関三倶楽部では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、緊急ショートステイを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 パーソナル・ケア吉祥寺	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（そ〜らの家）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○そ〜らの家では、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	グループ萌黄	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
テンミリオンハウス事業（きんもくせい）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○きんもくせいでは、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、介護予防講習会を開いている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	NPO 法人 ワーカーズコープ	高齢者福祉課
テンミリオンハウス事業（花時計）	<p>○テンミリオンハウス事業は、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対して、年間 1,000 万円を限度とした運営費補助や支援を行うものである。</p> <p>○花時計は、高齢者むけミニデイサービス（昼食提供含む）、喫茶の実施のほか、世代間交流を目指し、子ども（乳幼児、小学生等）の利用も受け入れている。また、地域のボランティアと連携して様々なイベントを実施している。</p>	補助・助成	市民団体の自由なアイデアを生かすことで、市民の身近にあって、小さな規模で、軽快なフットワークで市民のニーズにこたえる福祉の拠点を設置する。	ゆう 3	高齢者福祉課
武蔵野市高齢者地域生活支援事業	社会福祉法人等が、吉祥寺本町在宅支援センターにおいて、高齢者地域生活支援事業（デイサービス事業・緊急ショートステイ等）を実施することに対し、市が補助金を交付する。	補助・助成	高齢者福祉サービスの専門的な知識を持つ団体が、高齢者地域生活支援事業を実施することで、高齢者福祉の一層の増進を図ることができる。	NPO 法人 日本アビリティーズ協会	高齢者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
知的障害者移動介護従業者養成研修	<p>○東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定の認定を受け、知的障害者移動介護従業者の養成研修を行う。</p> <p>○目的：知的障害者は移動支援を得ることにより、広範な社会参加を実現することができる。この移動支援を行う従業者が不足している現状を改善するために、適切な支援を提供できる従業者を増やすことを目的とする。</p> <p>○内容：年2回養成研修会を開催（1回25名×2回）。規定の研修課程（講義14時間、実習6時間）修了者に対して修了証明書を交付する。研修修了者には、事業所に登録してもらい、知的障害者（児）のガイドヘルパーとして働く人を確保する。</p>	委託	恒常的に不足している知的障害者（児）移動介護従業者を養成し、働く意欲のある人を確保するため、市内の事業所で実績のある当該団体と協働することにより効果を上げることができる。	NPO 法人 サポートネット	障害者福祉課
視覚障害者移動介護従業者養成研修	<p>○東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定の認定を受け、視覚障害者移動介護従業者の養成研修を行う。</p> <p>○目的：視覚障害者の広範な社会参加を実現するために、適切な支援を提供できる従業者を増やすことを目的とする。</p> <p>○内容：年1回24名定員の養成研修を開催。規定の研修課程（講義11時間、演習10時間）修了者に対して修了証明書を交付する。研修修了者には、事業所に登録してもらい、視覚障害者のガイドヘルパーとして働く人を確保する。</p>	委託	恒常的に不足している視覚障害者移動介護従業者を養成し、働く意欲のある人を確保するため、市内の事業所で実績のある当該団体と協働することにより効果を上げることができる。	NPO 法人 サポートネット	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
精神障害者ホームヘルパー養成研修事業	ホームヘルパー1, 2級及び介護福祉士資格所持者に、精神障害に関する必要な知識、技能を研修することにより、精神障害者の生活をより豊かにするホームヘルパーを養成する。	委託	すでに実施している研修について、財政的な援助をすることにより、受講者個人の財政負担を軽減し、より多くの方が研修の目的を達成することができる。	NPO 法人 MEW	障害者福祉課
精神保健福祉啓発事業	こころのバリアフリーを地域で実現するため、講演会を開催し、一般市民・関係者が精神保健福祉について学ぶ。	委託	すでに市が実施している講演会について、地域で公私を問わず関係者が協働して、地域のこころのバリアフリー化に貢献する。市は、財政的な援助をすることにより、事業の目的を達成することができる。	精神障害者地域生活支援センターライフサポート MEW	障害者福祉課
精神障害者地域生活支援事業	地域で生活する精神障害者を対象に日常生活の支援及び精神障害者地域生活援助事業等の相談・助言、日常的な相談、地域交流活動の実施など行う。また、一般市民を対象にした精神障害者への理解を推進する事業を行うことにより、精神障害者の社会復帰と社会参加を図っている。	委託	社会復帰施設の運営等に要する経費の一部を補助することにより、精神障害者の地域生活における自立を促進することで事業の目的を達成することができる。	精神障害者地域生活支援センターライフサポート MEW	障害者福祉課
地域活動促進事業（文化活動）委託	○地域の身体及び知的障害者を対象とし、文化活動（絵画・押し花・読書・ミニコンサート等）を行う。 ○活動は毎月第1・3土曜日の午前9時から14時、武蔵野市市民会館で行っている	委託	身体及び知的障害者を対象とした文化活動を行うには、高度の専門性が必要なため、専門の技術とノウハウを持つ団体に委託して行う。	ふれあいくらぶ	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
地域活動促進事業（スポーツ活動）委託	学校週5日制対策として、就学児及び未就学児の知的発達障害者を対象とし、スポーツ活動（水泳）を行う。活動は毎月第2・4土曜日の午前9時から11時、武蔵野市温水プール又は武蔵野市立第四中学校プールで行っている。	委託	知的障害児を対象としたスポーツ活動（水泳）を行うには、高度の専門性が必要なため、専門の技術とノウハウを持つ団体に委託して行う。	武蔵野市障害児水泳クラブ いるか	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	○社会生活の中で生きる目的をもつ努力をするとともに利用者相互の助け合いと親睦を図り、協力して作業を行い社会福祉全体の発展に寄与することを目的とし、以下の作業内容である。 作業…手提紙袋の加工 訓練・研修…宿泊徒歩訓練、日帰り徒歩訓練の実施。講演・映画・文化施設見学等の社会教養訓練 福祉団体主催の各種行事への参加	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	いずみ作業所	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	○障害者が相互に協力し各自が働くことに生き甲斐を感じ人のために進んで奉仕できる。社会生活の中で自信をもち、社会参加ができる。所員相互の研修と親睦を図り、仕事をするのがリハビリとなることを目的とし、以下の作業内容となっている。 ・宿泊訓練及び徒歩訓練を行い、市の行事、福祉関係のイベント等に参加。 ・ショッピング紙袋の作成。	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	ひまわり作業所	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
心身障害者通所授産事業	自閉的傾向を持つ知的障害者で雇用されることが困難な者が通所することで、自活に必要な訓練を行い、職業を与え自立を援助することを目的としている。作業内容としては、利用者の状況に応じた作業となるよう工夫し、作業能力及び作業意欲を引き出し働く喜びを知ることができるよう指導する。主に、ダイレクトメールの封入・発送事務、健康食品のサンプル封入作業、児童雑誌の付録製作等行っている。	補助・助成	雇用されることが困難な在宅の心身障害者について、武蔵野市内の団体等が行う通所授産事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者の社会的自立及び社会復帰の促進することを目的とする。	ゆーあい第一作業所	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	障害を持つ学齢期の子ども達が地域の仲間とともに豊かな放課後を過ごしながら社会性と自立を育むことを目指している。活動内容としては、お絵描き、粘土、工作、トランポリン、音楽などの遊びを通じて自立性、創造性、集中力を養いおやつの時間、公園遊び、遠足を通じて社会性、身近自立を育て充実した時間を過ごす。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	むらさき育成会むくむく	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	障害を持つ学齢期の子ども達が地域の仲間とともに豊かな放課後を過ごしながら社会性と自立を育むことを目指している。活動内容としては、「音楽療法おたまじゃくし」でリズム・ダンス・楽器演奏・歌などを通して子ども達の感性や運動機能の全てを刺激し、喜びや満足、達成感を得る。また、情緒安定・自己表現の向上・コミュニケーションの幅を広げる。「造形教室」では、描く・造る・塗ることでの自己表現・対象物への観察力・集中力を養いながら楽しめる力を身につけていく。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	むらさき育成会おたまじゃくし・造形教室	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
心身障害者通所授産事業	発達遅滞及び自閉的傾向の障害者(児)の通所訓練の一環としてさをり織りを中心に染色・園芸・お菓子作り等個別指導を取り入れ、各自の能力と自立を高めるとともに集団生活への適応と仲間作りの場としている。またアトリエの創作活動に社会人・地域の小学生を招き、一緒に交流することで心身障害者の良き理解者となってもらえるようボランティア育成の場としている。	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	アトリエ銀木星	障害者福祉課
心身障害者通所授産事業	養護学校等卒業後、企業、作業所、通所訓練、入所施設、高等教育の集団への適応力を身につけることを支援し、余暇活動としてライブハウスで演奏を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症児を対象とした認知発達援助とその保護者へのカウンセリング ・障害児を対象とした芸術療法(歌・動き・造形・打楽器) ・在宅メンバーや高機能自閉症・アスペルガー障害のメンバーを対象とした心のケア 	補助・助成	在宅の心身障害者(児)に対する創作活動及び機能訓練又は学齢児童を主たる対象にした集団活動及び訓練を行う地域デイグループ事業に対し補助金を交付することにより、心身障害者(児)の自立を促進することを目的とする。	ウノドス発達支援研究所	障害者福祉課
精神障害者共同作業所通所訓練事業	施設利用者に地域生活の一場面として時と場所を提供し、社会活動への参加や社会復帰への自信回復を促進する援助を行い、施設内外での活動を通じて、周辺地域へ精神障害に関する正しい知識や理解が得られるようにPRしていく。作業内容としては、リサイクルショップの運営、公園清掃、下請作業(ビニール袋たたみ・封入・情報誌配布)、印刷・コピー、自主製品の製作と販売等。	補助・助成	回復途上にある精神障害者を対象に通所訓練事業を実施する共同作業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、地域における在宅精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図ることを目的とする。	ワークショップ MEW	障害者福祉課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
精神障害者共同作業所 通所訓練事業	就労支援を希望する精神障害者に必要な支援を行うことを目的とする。作業内容としては、パソコン（表計算・文字入力）技術の習得、外部での就労を目指して行われるSST、精神障害者に関する情報・法制度等の勉強会等。	補助・助成	回復途上にある精神障害者を対象に通所訓練事業を実施する共同作業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、地域における在宅精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図ることを目的とする。	就労支援センターMEW	障害者福祉課
精神障害者地域生活援助事業	グループホームで在宅生活をすることにより、世話人の支援を受けて、生活力を身につけ、自立と社会参加を図る。	補助・助成	精神障害者の社会復帰施設の運営実績のある NPO 法人に財政援助することにより、事業の目的を達成することができる。	NPO 法人 MEW	障害者福祉課
生活支援ネットワーク 会議	ケース検討などを通じて、相談支援業務関係者相互の情報交換などを行う。	情報提供・ 情報交換	市内で障害者の相談支援業務に関係する者が集まり、情報交換、勉強会、研修などを行い、スムーズな連携と相談業務のレベルアップを図る。	地域生活支援センター びーと ライフサポート MEW	障害者福祉課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことによりこれらの家庭の福祉を増進することを目的とする。	委託	子育て SOS 支援センターでは派遣ヘルパーの育成、登録、コーディネート等の管理は困難であるため、子育て支援事業の実績のある事業者へ委託している。また、子育て支援ネットワーク内で情報交換を実施し、要保護児童の早期発見、早期対応を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ NPO 法人 ワーカーズど んぐり	子ども家庭課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
障害者サービス事業	武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日）に基づき、武蔵野市立図書館身体障害者サービスを実施するために、円滑な運用を図ることを目的とする。サービス事業として、以下を行う。 1) 録音図書の貸出 2) 対面朗読	事業協力	週刊誌や新聞などの情報テープ、利用者が必要とするパンフレットや、資料の朗読録音、対面朗読サービスを支援・協力。	武蔵野市立図書館朗読奉仕の会	図書館
障害者サービス事業	武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日）と武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領（昭和58年9月1日）に基づき、身体障害者への円滑なサービスを実施・運用。 1) 点字訳資料の作成	事業協力	利用者が必要とするパンフレットや資料などの点字訳サービスへの支援・協力。	六実会	図書館

2 社会教育の推進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
モーニングコンサート	日頃、子育てに追われて、自分の楽しみを享受する機会を得にくい母親・父親を対象に、コンサートを楽しんで頂く間の託児を、NPO法人に委託する。	委託	託児を、専門技術を有する団体に委託する。	NPO法人 保育サービス ひまわりママ	生涯学習スポーツ課
土曜学校 世界を知る会	世界の文化を知ると共に、自分たちの地域の文化を発見し、発信することを目的として、小学4～6年生を対象として実施する土曜学校「世界を知る会」において、フィリピンの小学生との、国際テレビ会議システムやビデオレターの交換による交流などを行う。	事業協力	自分たちの地域の文化を発信する体験を行うにあたり、フィリピンにおける種々のボランティアの活動実績があり、地域の事情や文化交流に精通しているNPO団体に、事業協力を求める。	NPO法人 Action	生涯学習スポーツ課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
文庫活動助成事業	図書館と共催で読書に関する講演会・講座を実施。	共催	文庫連絡会員相互の交流を深め、また、一般市民に文庫及び文庫連絡会の活動への理解を深めてもらうため。	武蔵野市文庫連絡会	図書館

3 まちづくりの増進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
市民と市長のタウンミーティング	<p>○市民が自らのまちを自らの手で創りあげていく市民自治の基本に立ち、市民と行政が一緒にまちづくりを進めていくプロセスを大切にしたいと考えています。</p> <p>○そのひとつの手法として、市民と行政が「同じ目線」、「双方向」で地域の課題や市政全般について率直に意見交換を行う場として、「市民と市長のタウンミーティング」を開催しています。</p> <p>○この会は、地域のまちづくりの拠点であるコミュニティセンターを会場として、市とコミュニティ協議会が会の企画・運営方法について協議し、協働して開催するもので、原則として議会月を除く年8回開催し、2年間で市内のコミュニティセンターを一巡する予定です。</p>	共催		各コミュニティ協議会	市民活動センター
地区計画策定助成事業	地区計画は、市民が主体となって定めていく都市計画であり、専門知識が不可欠であるため、専門家派遣の費用を助成する。	補助・助成	地区計画の作成を試みる市民団体等を支援するため。	未定	まちづくり推進課
まちづくり活動推進委員会（仮称）の設置	<p>○地域の力を活かしたまちづくりを推進していくため、「まちづくり活動推進委員会（仮称）」を設置する。同委員会は、学識経験者、実務者、市民等で構成し、まちづくり活動に参加するきっかけやノウハウを身に付けていくための具体的な推進プログラムを検討する。</p> <p>○まちづくり関連の市民団体からの委員が参加。</p>	企画立案への参加	今後の協働の取組を推進するためのプログラムを検討するため。	未定	まちづくり推進課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会	武蔵野に相応しい駅舎・駅前広場の建設及び武蔵境駅を中心とした南北一体のコミュニティの形成を図るため、都・市・鉄道事業者への要望・提案をするほか、まちづくりシンポジウムや市民募金など、さまざまな地域活動を行う。	実行委員会協議会	市民活動の成果を駅舎づくり等まちづくりに反映する。	武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会	武蔵境開発事務所

4 学術・文化・芸術・スポーツの振興

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
子育てママのスポーツ教室	日頃、子育てに追われてスポーツを行う機会の少ない母親を対象に、だれでも気軽にできるスポーツを楽しんで頂く間の託児を、NPO法人に委託する。	委託	2歳以上未就学児を持つ母親に健康体操的なスポーツを楽しんで頂き、健康増進と参加者相互の交流の場とするため、専門技術を有する団体に託児を委託する。	NPO 法人 保育サービスひまわりママ	生涯学習スポーツ課
市民文化祭をはじめとした芸術・文化活動	市民生活をより豊かなものとする芸術鑑賞の機会を広く市民に提供し、また、市民自らが主体的に参加できる芸術活動を支援することを目的として、市民の芸術・文化活動の発表の場たる市民文化祭を中心として、市民の芸術・文化活動を支援する。	補助・助成	市民の主体的な芸術・文化活動を支援するため、市民が構成する芸術文化協会に補助を行う。	武蔵野市民芸術文化協会	生涯学習スポーツ課
音楽団体育成事業	武蔵野市民交響楽団の育成ならびに年間活動に対する助成事業。	補助・助成	市民の主体的な音楽活動を支援するため、市民が構成する市民交響楽団に補助を行う。	武蔵野市民交響楽団	生涯学習スポーツ課

5 環境保全

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
グリーンパートナー事業	環境配慮型経営に取り組む市内事業者等の支援を目的にグリーンパートナー事業届出制度を実施しており、届出に必要な環境行動計画の策定にかかる技術的なサポート業務を NPO 法人に委託するもの。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	NPO 法人 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会	環境政策課
環境講座	環境省制定の環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の導入を検討する市内事業者のための講習で、運営を任せている。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	NPO 法人 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会	環境政策課
グリーンパートナー事業	環境配慮型経営に取り組む市内事業者等の支援を目的にグリーンパートナー事業届出制度を実施しており、届出事業者数の一層の拡大を図るため平成 18 年度より地域の商店街に出向いて直接呼びかけを行っている。この呼びかけに際して、クリーンむさしのの支部ごとの人的協力をいただいている。	事業協力	当市環境行政の主要テーマのひとつである環境に配慮したライフスタイルへの転換を、市民・事業者自らの意識改革と実践によって大きく前進させる。	クリーンむさしのを推進する会	環境政策課
クリーンむさしのを推進する会活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量運動 ○ごみ分別資源化の徹底その他の環境保全に関する活動 ○まちの美化 	補助・助成	ごみ問題とまちの美化を市民の日常生活を通して活動するため	クリーンむさしのを推進する会	ごみ総合対策課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵野自然観察園及び学校ビオトープ管理・運営管理委託	「むさしの自然観察園」(基幹ビオトープ) 施設の開園 生物観察指導・自然観察教室 生物飼育管理 学校ビオトープ 出張自然観察教室 維持管理作業 等	委託	武蔵野市のビオトープはネットワーク化が進んでいて、維持管理及びソフトを絡めた活用等が重要に成っており、維持管理作業・生物観察指導等の専門的な知識が必要なため、専門家に委託をすることにより適正な活用を図る。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター
森林体験事業運営	○「新緑の青梅丘陵ハイキングと春の味覚を味わう」の事業実施 青梅丘陵ハイキング、動植物の自然観察会等の指導及び二俣尾・武蔵野市民の森において山菜料理の準備・提供 ○自然体験館を活用した事業の実施	委託	動植物観察指導等の専門的な知識が必要なため、専門家に委託をすることにより適正な活用を図る。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター
「二俣尾・武蔵野市民の森」運営団体補助	二俣尾・武蔵野市民の森の運営及び活用に関する活動	補助・助成	二俣尾・武蔵野市民の森構想を武蔵野市とともに実践していくこと。	NPO 法人 武蔵野自然塾	緑化環境センター

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
緑のボランティア団体 事業助成（14 団体）	市立公園を拠点に緑の保全、緑化推進及び公園の維持管理に関するボランティア活動を行っている団体に対して事業経費の一部を助成する。	補助・助成	緑のボランティア団体の発展を促すとともに、市内における緑豊かな生活環境を確保すること。	生きものばんざいクラブ 吉祥寺通り花壇の会 もりもり森クラブ M'sGarden みどりの食 いしん坊 青空会 グループ・タンポポ しろがね公園クリーンク ラブ てんとう虫の会 東町はな・BANA 会 上水ほたるの会 境南さつき会 桜とみどりの会 武蔵野の森を育てる会 北町花のひろば	緑化環境センタ ー

6 災害救援

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
防災訓練（お花見会）	○炊き出し訓練	後援	災害時の備蓄食料の使用体験を行い、災害時において支障なく使用出来るようにする為の訓練。	光和会 防災の部	防災課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
吉祥寺南町春季 防災訓練	○初期消火訓練 ○応急復旧訓練 ○応急救護訓練（竹竿と毛布による） ○119 通報訓練 ○バケツリレー訓練 ○小型給水訓練	後援	吉祥寺南町地区の 2 自主防災組織が合同訓練を行うことにより、災害時におけるそれぞれの組織活動の連携及び、緊密な関係を作りあげる。	吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織 吉祥寺南町 3 丁目町会新東京防災会	防災課
境南地域・防災訓練、被害情報集約訓練	○地震発生、自宅より被害調査 ○公園に集合、警察署員に被害報告 ○公園近くの住宅に被害確認 ○集団で小学校に集合 ○警察犬の模範演技 ○日赤のトリアージ講演 ○炊き出し訓練	後援	境南地区の 2 自主防災組織が合同訓練を行うことにより、災害時における組織活動の迅速な連携及び、緊密な関係を作りあげる。	境南コミュニティセンター自主防災特別委員会 境南地域防災懇談会	防災課
10 団体合同防災訓練	○119 番通報訓練 ○AED 使用訓練 ○市役所防災課製作の災害・防災ビデオ鑑賞	後援	緊急時の人命救助に迅速に対応する為、器具の実習訓練などを行う。	武蔵野市緑町パークタウン自治会	防災課

7 地域安全

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
自転車安全教室	警察署、交通安全協会、PTA、市が協力し、市立小学校児童を対象に、校庭での自転車運転の実地体験等を通して、自転車の安全な運転方法について指導する。	事業協力	交通安全協会の日常活動を通じた、自転車の安全な運転等に関する専門的な知識・経験を生かして、小学生に的確な指導を行う。	武蔵野交通安全協会	交通対策課

8 男女共同参画社会の形成の促進

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
むさしのヒューマン・ネットワークセンター管理運営	○むさしのヒューマン・ネットワークセンターの受付業務・施設管理・報告業務を委託している。 ○市共催事業及びむさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会で承認された自主事業の実施（講座、講演会等）	委託	男女共同参画社会の実現を目指し、市民及び団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点とする。	むさしのヒューマン・ネットワークセンター管理協議会	市民活動センター

9 子どもの健全育成

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
武蔵野市産後支援ヘルパー試行事業	○産後の体調不良のため家事・育児等の支援を必要とする産褥婦のいる家庭に対し、ヘルパーを派遣して母子の身の回りの世話や家事援助を行う。 【利用対象者】市内在住、出産または退院後 60 日以内（多胎の場合は出産後 1 年以内）で、日中家族等から家事・育児の支援を受けられない産婦。 【利用日数】出産または退院後 60 日まで 10 日限度。多胎の場合は出産から 1 年まで 25 日限度。 【利用時間】12 月 29 日～1 月 3 日を除き、午前 8 時～午後 7 時のうち、1 時間単位で 1 日 4 時間まで。 【利用料金】1 時間につき 500 円。交通費実費 【申請】 事前登録、申請 【申請先】 子育て SOS 支援センター	委託	子育て SOS 支援センターでは派遣ヘルパーの育成、登録、コーディネート等の管理は困難であるため、子育て支援事業の実績のある事業者へ委託している。また、子育て支援ネットワーク内で情報交換を実施し、要保護児童の早期発見、早期対応を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ NPO 法人 ワーカーズどろり	子ども家庭課

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
子育て支援講習会	育児中の人に保育サービスを提供できる者を養成するために、保育サービス講習会開催の運営を行う。	委託	保育サービス講習会を実施するにあたり専門性のある講習内容を提供するため活動実績のあるひまわりママに委託する。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課
こどもテンミリオンハウスあおば	○あひる事業：自由来所型。就学前の児童とその保護者が自由に過ごす中で、育児に関する情報の提供、スタッフからの日常の子育てについてのアドバイスを行う。 ○ひまわり事業：子育て中の親の多様なニーズに応えるための宿泊、送迎を含む一時保育。 ○はあと事業：子育て中や妊娠中の母親の悩みや各種相談に個別に対応する。	補助・助成	市民団体の柔軟な発想ときめ細かい対応で、様々な子育て支援を行う取組に対し、市が運営費補助を行う。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課

10 情報化社会の発展

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
高齢者携帯電話教室	○65 歳以上高齢者で携帯電話初心者の方に対する講義形式の講座。携帯電話の使用法を習得することによる、高齢者の社会参加促進を目指す。 ○NPO 団体が講師・アシスタントの派遣、および携帯電話の用意をし、市が参加者の募集、会場の提供を行う。	後援	企業を退職された 60 代の方の社会貢献の場を求める NPO 団体と、携帯電話利用方法習得により高齢者の社会参加促進を目指す市の事業目的が合致したことによる協働。	NPO 法人 竹箒の会	高齢者福祉課

11 消費者保護

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
むさしの青空市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を考える市民主体のイベント ・リサイクル品の販売 ・市内農産物の直売 ・友好都市の物産販売 などを通して、ごみ減量・分別資源化の指導を実施	共催	生活用品の再利用やごみ減量・分別に対する市民意識の向上をはかる	むさしの青空市実行委員会	生活経済課 消費生活センター
くらしフェスタむさしの第28回武蔵野市消費生活展	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活問題をテーマとした日常活動の成果の展示 ・消費生活センターのPR展示 ・消費者団体の活動内容発表会 ・その他各種イベント 場所を替えて出張展示を年2、3回実施	実行委員会協議会	食・くらしの安全や環境問題などについて、消費者自ら学習及び実践した活動の成果を一同に展示等で発表する。市民への各消費者団体の活動PRと情報発信により、市民の消費者意識の向上を促す。また、消費者団体の相互の交流・連帯の促進を図る。 上記展示を行うことにより、市民相互の啓発と消費者意識の向上を促すとともに、消費者団体の活性化を図る。	武蔵野市消費生活展実行委員会	生活経済課 消費生活センター

12 特定非営利活動団体の支援

事業名	事業内容	形態	目的	団体名	所管
保育非営利団体補助金	市内において保育サービス事業を行っている非営利団体に対して、運営費の補助を行い、安定的な運営を支援している。	補助・助成	運営費の補助を行い、安定的な運営を支援することで多様な市民ニーズに応じられる団体を育成するため。	NPO 法人 保育サービス ひまわりママ	保育課

資料2 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定過程

1 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画に基づき、NPO団体、市民団体、ボランティア団体等の社会貢献的活動（以下「NPO活動」という。）を行う団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題及び公的サービスの提供に取り組む体制作りを進めることに伴い、NPO活動の促進並びに協働のあり方に関する市の目標及び方針を示した武蔵野市NPO活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の策定に伴う理念及び方向性に関する事項
- (2) 基本計画における市の目標及び方針に関する事項
- (3) NPO活動を行う団体に対する支援機能に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる8人以内の者をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO活動関係者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、基本計画の策定に必要な事項の事務処理を行うため、ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画政策室市民活動センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

別表（第3条関係）

武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会名簿

（設置期間：平成17年12月13日から平成19年3月31日まで）

選出分野	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎江上 渉	立教大学社会学部教授
	見城 武秀	成蹊大学文学部助教授
NPO関係者	千種 豊	ボランティアセンター武蔵野運営委員長
	大谷 正洋	武蔵野青年会議所理事長
	○栗田 充治	DANKAIプロジェクト代表、亜細亜大学国際関係学部教授、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク設立準備会代表世話人
	中川 瑛子	東町はな・BANA会代表、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク設立準備会世話人
市民公募委員	岩城 末子	
	鈴木 純平	

※敬称略。◎は委員長、○は副委員長。

※所属・役職等は平成17年12月13日現在。

別表（第7条関係）

武蔵野市NPO活動促進基本計画策定庁内ワーキンググループ名簿

所 属	役 職	氏 名
市民活動センター	所長 課長補佐	笹井 肇 小尾 隆
企画調整課	主事	高橋 徹
防災課	主事 課長補佐	増田 美照（～第2回） 北原 浩平（第3回～）
交流事業課	主事	宮澤 大介
生活福祉課	主任	美谷島 由佳
高齢者福祉課	主事 主事	喜多 紀彦（～第2回） 佐藤 佳代（第3回～）
まちづくり推進課	課長補佐 主査	北原 浩平（～第2回） 小島 麻里（第3回～）
緑化環境センター	係長	朝生 剛
生涯学習スポーツ課	主事	中村 哲朗
市民社会福祉協議会	コーディネーター	加藤 正樹（～第2回） 細田 容子（第3回） 高橋 明德（第4回）

※敬称略。

2 武蔵野市NPO活動促進基準計画策定委員会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、申込順で10人とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会開催日の前日までに、住所、氏名、連絡先電話番号を明らかにした上で、企画政策室市民活動センターコミュニティ文化係に申し込むものとする。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類する物を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が委員会の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、発言したり騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成17年12月12日から施行する。

3 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会会議等開催一覧

期日		策定委員会	関連項目
平成17年度	平成17年 8月		2日 庁内ワーキング会議 ・協働を実践している現場の現状について 庁内協働事業実態調査の実施
	10月		13日 庁内ワーキング会議 ・担当課とNPO団体等との協働の現状と課題について
	12月	13日 第1回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴1名) ・委員委嘱 ・NPO活動促進基本計画策定について ・NPO実態調査の実施について ・先進都市への視察について ・庁内協働事業調査結果の報告	
	平成18年 1月		NPO実態調査の実施
	2月	16日 第2回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴3名) ・「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」について ・ボランティアセンター武蔵野の活動について ・武蔵野市NPO・市民活動ネットワークの設立について ・NPO実態調査の集計結果とNPO活動における課題および問題点について ・先進都市への視察について	22日 先進都市視察 (出席者：委員7名) ・藤沢市市民活動推進センター ・横須賀市立市民活動サポートセンター
平成18年度	4月	24日 第3回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴5名) ・武蔵野市NPO活動実態調査結果について ・先進都市視察結果について ・NPO活動促進基本計画策定にあたっての基本的考え方(案)について ・課題・問題点についての討論	
	平成18年 6月	19日 第4回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴2名) ・項目別意見のまとめ ・課題別施策メニューについて ・計画の骨子案作成について ・NPOヒアリング調査について	16日 庁内ワーキング会議 ・計画の骨子案について

期日		策定委員会	関連項目
平成 18 年度	7月	25日 第5回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴1名) ・「武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ案～」について ・NPOヒアリング調査の実施について	5日 正・副委員長会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 骨子のたたき台について ・NPOヒアリング調査について 庁内協働事業実態調査の実施
	8月		24日 NPO活動促進基本計画 策定に向けてのNPO・市民団体ヒアリング（意見募集・ワークショップ） (出席者：委員6名 NPO・市民活動団体関係者26名) ・「武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ案～」について
	9月	13日 第6回策定委員会 (出席者：委員7名 傍聴0人) ・NPO・市民団体ヒアリングの報告について ・「中間のまとめ」について	
	10月		パブリックコメントの実施
	平成19年 1月	19日 第7回策定委員会 (出席者：委員8名 傍聴5人) ・パブリックコメントの結果と対応方針について ・「委員会報告書最終案」について	
	2月		9日 正・副委員長会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書最終案について
	3月		8日 庁内ワーキング会議 ・武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書(案)について 20日 「武蔵野市NPO活動促進基本計画 委員会報告書」を市長に手交

資料3 NPO・市民活動団体ヒアリングの概要

1. 実施目的

「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」の策定にあたり、市内で活動する NPO・市民活動団体関係者から「中間のまとめ（案）」について、策定委員会が直接意見を聞くことによりニーズを把握し、今後の計画策定に反映させることを目的とする。

2. 日時・場所

平成 18 年 8 月 24 日（木）午後 6 時 30 分～9 時
武蔵野商工会館 4 階 市民会議室（ゼロワンホール）

3. 対象団体

武蔵野市内で活動する NPO・市民活動団体関係者

4. 周知

- ・武蔵野市内 NPO・市民活動団体（68 団体）にチラシを郵送
- ・武蔵野市報 8 月 15 日号で告知記事掲載
- ・武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク（33 団体）メーリングリストに告知メール配信

5. 実施方法

参加者（策定委員を含む）を 4 グループに分け、各グループで以下の 4 テーマを討議し、意見をポストイットに書き、模造紙に貼り付け、KJ 法的にまとめて、グループごとに発表を行なった（4 グループ×5 分＝20 分間）。

- ①「協働事業の課題」について
- ②「NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則」と「協働の推進に向けた基本姿勢と原則」について
- ③「活動助成制度の充実」について
- ④「活動拠点の整備」について

6. 参加状況

19 団体 計 26 名（庁内ワーキングチームを含む）



7. ヒアリング意見一覧

(1) 協働事業の課題について

分類	意見等
NPO側の課題	NPOに事業委託の場合、予算的に安価になるので委託といった印象を受けた。NPOの側にも対価にプライドと責任を持って高いレベルを目指したい。
	自治体間だけでなく、NPO間でも共同のガイドラインが必要（契約、サービスの質の評価）
	自立して行う事業には専門性が必要、でも力が及ばない。
	行政ができないきめ細かい活動が求められる。
行政側の課題	積極的な市民活動を更に応援して活動を活発化する行政の姿勢。
	行政が市民の提案に臆病になっていること。
	行政職員の研修が必要
	市民活動への予算が少ない。
	財政支出に対して、もっと市民同士の評価を入れて支援する仕組みがない。
	年度を越えた予算を認めてほしい。
	協働・やりたいことをどこにどのように持ち込めば良いか不明。 ワンストップ窓口の必要。
双方の課題	相互の意識のズレ（コミュニケーション不足）
	行政の担当者、NPOともにかたくな→もう少し弾力的に。
協働の基準等	協働するために必要な資質。資金が足りないから補助が欲しいという発想ではなく、どのような成熟した団体であればいいのかの教育が必要。基準が明確でない。
	協働の継続性を支える制度がないこと。自立支援が中途半端に終わったことがある。制度化を！
	明確な基準がほしい。
	市民団体・企業・行政3者間のパートナーシップを明確に！！
	一度選定されると、ずっとその団体が委託されるのはおかしい。市長・市議が4年ごとに評価されるように、委託団体も一定期間で評価・選定しなおしがあってもよいのでは。
	役割に合わせた団体の囲い込みは本来のあり方ではない。
	対等とはいえ、委託を受けるにあたり市の要望が主となるきらいがある。
	協働の定義が不明確で、過去事業の評価が困難。 理想のイメージは、市がやりたいテーマごとに公募（いろんな課と一緒に公募）→公開説明会→公募→公開ヒアリング→透明な審査→発表実施→評価、という流れ。
拠点	活動の場がほしい。
中間支援	小さな市民活動団体に対して、育成という言葉はさけたいという事であるが、より効果的な活動などの中間支援組織が必要。支援の一本化があると、小さな団体にはありがたいと思う。

(2) 基本姿勢と原則について

分類	意見等
5つの原則	5原則はいろんな課で共有してほしい。
	5原則の修正。「パートナーシップの確立」を「対等性の確保」に変えるべき。
NPO側の課題	市民団体所属員の専門性を高めること。独自ノウハウの確保は確かに大事。ただし、民間企業もそれなりのルールの中で委託等させれば、すぐ使えるノウハウ、力量は甚大である。利益追求でない活用ルールを作って活用しよう。
	NPOも評価される環境を！（NPOの覚悟）
	団体構成員自身自覚を持ち公益性を高める。
	まず自己評価を行なった上で第三者評価。
	活動の透明性。
行政側の課題	ただ活動を続けるだけでは活動がひろがらない。
	事業の目標・到達点を設定した活動が必要（公約）
	市民活動の本質を行政がきちっと評価しないところ。
	行政が多様性の特性を生かすことが重要。
	行政職員の外への意識の低さ（特に他市に対しての当市）
	行政が地域にもっと目を向ける必要がある。
	政策化・施策化する行政職員の能力。
公共サービスをキャッチアップする行政側の能力	
協働の基準	エンパワーメントする勇気（行政の覚悟）
	新しい時代のニーズに合った公共サービスの重点・重要テーマを優先順位を明確にすることにより協働の効果も上がる。
	市の方針として、協働をどう考えているのか。それにより方向が大きく変わる。
	協働とパートナーシップの概念があいまい。構造化する必要がある。
支援	全国対象のNPOと市の関わりが分からない。
	協働の推進に向けた基本姿勢。姿勢が見えてこない、もっと明確に。
	思いとソフトはあっても、持ち出しが続くと人材が集まらない。継続が厳しい。
	人材を増やすための広報的な支援。
	自主事業を持つべきだが、公益性が明らかな場合は、やはり助成金をつけ、受益者負担を減らしてあげたい。
実績主義	まずは自立するため、あるいは立ち上げるためには、やはり個人や団体の血のにじむ努力がまず基本だと思うのですが。
	バックがあってスタートしたNPOはともかく、ゼロからスタートしたNPOは、はじめのうちのマイナスを事業で挽回できる活動でない場合、自立まで非常に継続は苦しい。
その他	実績主義は非常に厳しい。
	コミュニケーション促進が必要。
	貢献意欲をどう仕組むかが問題だ。
	客観性・透明性は、市民・行政が相互に納得する仕組み。
その他	協働と言われ、市民団体が押し出されるとなれば、市の責任義務はどこへ行くか。あくまで市が最終責任か？市民団体の責任と義務は何か、これがあいまいでも少し問題があるだろう。目的・目標達成が大切だ。

(3) 活動助成制度の充実について

分類	意見等
補助対象	企画提案に対して補助金が交付されるのはよいが、使途の制約をつけないでほしい。
	使い道の限定されない補助金。
	助成金の範疇に人件費、事務局運営費も入れてほしい。
	補助金の仕組みが単発の目的でしか使えないために使いにくい。
	調査・研究に使える補助金（成果に対して支払う）
	運転資金となる補助金が必要。
補助金制度	市から出ているお金は、一本化してほしい。（内容によって違う）
	補助金には3つのパターンがある。
	①自立している団体が+aでもらう
	②初期投資
	③助成を前提（行政の仕事の一部を担う）
事業提案	活動分野によって必要な補助金額は異なる。
	目標像の明確化を。そこに向けたシナリオづくり。シナリオの中で補助金制度の期間を設定する。
	せいぜい「立ち上げ助成」に限定してよいのではないかな。
知的財産	提案に対する助成制度の前に、提案制度を設けるべき。
	NPO設立の提案に対しての、行政側の明確な返事、対応についての説明がほしい。その場限りの返事では、かえって動きがとれなくなる。
	協働事業の公募の前に行政が市民・NPOと協働したい事業を提案してほしい。
	NPO・市民団体からの事業提案に対する助成制度の検討について、提案を事業化するプロセスは十分に検討するべき。
市民税の活用	知的財産を評価する必要。
	知財保護のためにもルールづくりが必要。
基金・寄付	役所の総予算の7~8%を定常予算化する必要。
	NPO予算税制化。個人が何%かを自分の好むNPOに出資する。
	市民税の1%をNPO活動支援に回す制度をつくる。
基金・寄付	寄付金マッチング（市民バンク）。補助金の対象・金額も増やす。その際に、市政補完や採算性を考えれば、金額・件数大幅に増やしても良い。
	NPOバンクの設立。市民活動への融資（責任ある活動へ）。
	基金（独立した市民主体の予算化）を設立し、NPO（法人制）にこだわらないように、市民団体（一般）にも対応。
	遺産（一人暮らし）を優遇してNPO基金にする工夫を。

(4) 活動拠点の整備について

分類	意見等
場所	半径1km以内のところに拠点化する。(当市は3ヵ所。境南、中央、吉祥寺)
	情報交流の場及び、会議の場及び、郵便物受容などの機能を持った空間。
	自立(収益型)型施設として、施設そのものも独立して活動できる。
	駅に近いは不可欠。
	駅に近く利便性よい、外部の人が使える施設に。
施設について	駅前で、かつ夜間対応
	大きな施設も必要だが、地域に複数の小規模な施設もほしい。
	立派な活動拠点の必要性が不明。
	自治体の予算規模でできること、できないことを厳しく見極める。
開館時間	ハードよりソフトの充実を。
	365日オープン。夜間までオープン。早朝7:00~24:00
連絡窓口	24h制の活動拠点が良い。
	事務局代理機能。ポスト、電話代理受理。
	団体の住所として示すことが出来ることが必要。
機能	メールボックスの設置。NPO間、行政との連絡。
	ネットワーク機能をも自分たちで充実させたい!
	コーディネート機能の充実。貸し館業では意味なし。
	情報交流の場が必要。
	中間支援機能・拠点。分野別の結集・団体間のネットワーク化(出会いの場)。
	コミュニティビジネスの支援を。
	機能をつめこみ過ぎると一つ一つが中途半端に。
	研修機能。研修プログラム、ノウハウなど。
	中間支援
	活動拠点があることが様々な発展の源になる。
	NPOサポートセンターは必要。しかし、コミセンでの活動と区別できるような形にする。
三鷹の市民協働センターの、相談・コンサルティング機能、印刷安い、受付・スタッフがよい、等の点を参考に。	
設備	図書館があったほうが良い。図書を並べるだけでなく相談も出来る。
	パンフスタンドの設置。ここに行けばすべてわかる。
	教育システムを行なえる広さ、設備、軽さ(貸し出し)
	紙折り機など、必要な備品のニーズ調査を。
運営	活動拠点。運営はNPOで。
	自立運営
人材	1人の人材に頼りきるのも無理がでる。
	キーマンの配置。たらいまわしにしない実力をもった人。
	質の高いコーディネーターを養成する。
	地域資源を発掘ということよりも、有用な人材をコンペ等により審査し、登録することはどうか。

資料4 武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～ 意見募集の概要

1. 実施目的

策定委員会の議論と、平成18年8月24日に行ったNPO・市民活動団体ヒアリングで出された意見を反映し、「NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～」を作成したので、これに対して広く市民等から意見を募り、計画策定に反映させることを目的とする。

2. 実施方法

平成18年10月15日～11月15日（必着）で、意見提出用紙（他の様式でも可）を郵送またはファックスで回答を募る

3. 対象

武蔵野市民、NPO・市民活動団体関係者等

4. 周知

- ・武蔵野市報10月15日号で告知記事掲載
- ・武蔵野市ホームページに告知記事と「中間のまとめ」及び意見提出用紙を掲載
- ・市民活動センター、市政センター、コミュニティセンターで「中間のまとめ」と意見提出用紙を配付

5. 実施方法

平成18年10月15日～11月15日（必着）で、意見提出用紙（他の様式でも可）を郵送またはファックスで回答を募る

6. 意見提出状況

総数8件（延べ人数 4名）

7. 意見内容

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
1	概念体系図	基本計画全体の概念構造体系図を入れてほしい（第1章～第5章までのもの）。無理であれば、第3章～第4章の概念体系図をぜひ入れてほしい。	全体的な概念構造については、計画全体の概要版を作成し、コンパクトに表示するよう工夫します。 なお、第3章～第4章については、体系図を作成します。
2	基本的施策	具体的支援策が掲げられているのは大変良く、優先度が示されているのも大変良いが、全体としての重要度（ぜひとも行政施策として推進すべきもの）と優先度が示されているともっと良い。	重要度については、策定委員会として具体的支援策すべてを重要なものとして認識しています。 優先度については、各支援策ごとにA・B・Cで表記しています。

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
3	計画策定の趣旨と位置づけ	本計画の位置づけの図は、もう少し論理体系性を示してほしい（全体性）。	本計画のペースとなる第四期長期計画の施策の体系を明確にし、同計画における「市民活動の活性化と協働の推進」に関する記述を追加します。ただし、第四期長期計画は平成19年度中に見直し、調整計画が新たに策定される予定です。
4	基本的施策	基本的施策に「コミュニティセンターの積極的活用とその仕組みづくり」を入れる必要がある。	コミュニティ協議会の活動とNPO・市民活動団体の活動との連携・協働について、さらに明確な記述を加えます。 また、NPO・市民活動団体の「活動の場」としての、コミュニティセンターの更なる活用も明確にします。
5	協働の推進	<p>緑化環境センターがおこなっている「緑のまちづくりレポーター」を12年、緑の創作園を6年続けている者です。促進基本計画を拝見しましたが、緑化関係のボランティアには、あまり触れていないようです。緑比率をいわれて久しくなりますが、（資料1）「5 環境保全の項目」のなかの「むさしの自然観察園」以下「北町花のひろば」まで、どのような団体でボランティアなのか有給なのか、委託と補助、助成の区別、市への貢献度などもわかりません。緑といっても緑比率の向上だけではなく、癒しも遊びも含まれます、その意味では、森林体験から花壇の花植えまでありますが、少子高齢化で公園という空間のあり方が急速にかわろうとしています。それも地域によりさまざままでこれこそ地域密着の対策が求められています。</p> <p>緑のNPOとほんとうに向かい合うなら収益の難しい 農 をどうするか、労力の確保等、行政の緑化の運営法も根本から見直しててじかにいる市民が管理運営出来るよう、協働のありかたから研究すべきでは。武蔵野市の緑も高齢化しています、病気や虫害の発見、ちょっとした枝の選定、除草は市民でも出来ます、ただいつまでも無償のボランティアでは。計画策定委員をみると理論家が多いようで、従来の打ち上げ花火にならぬよう実行しやすいプランを期待します。</p>	<p>「資料1」は庁内協働事業調査をまとめたものです。「委託」と「補助」の違いなど協働の形態については、P9「協働の形態と分野」をご参照ください。なお、具体的な事業内容については、各担当主管課にお問い合わせください。</p> <p>「緑のNPOとの向き合い方」などについては、貴重なご意見として承ります。</p>

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
6	協働の推進	<p>武蔵野市のNPO・市民活動団体の実態を、この策定委員会の「中間のまとめ」で概ね知ることが出来ました。</p> <p>昨今の社会問題で非常に残念なことは、いじめに端を発する自殺や、子育ての放棄、ひいては親殺し、子殺しと凄惨な事件の連鎖と見受けられます。</p> <p>これらに共通する一つの要因として、食の問題があると思います。家庭での食、学校での食、また、団体生活をする中で食のマナー等を通じて、社会ルールの教育が欠落していたことが起因と成っているのではないだろうか。</p> <p>私共、NPO法人日本食育普及協会では食の安心・安全は勿論のこと、幼児から小中学生を対象とした食育授業を率先して行い、食を通して家族の対話、食事の仕度をする上での協力、食材を通して環境問題、また、何よりも食と日本文化を話すことが出来る最高の自然教育であることを最重要視すべきであると進言します。</p> <p>活動の協働の分野を見ると、子供の健全育成はあるが食育ではないし、環境保全は食材の環境問題でもありませんでした。私共の協会をぜひとも御利用いただき、P17の先駆性・多様性の面からも、緊急かつ社会的な問題の解決の糸口に成ることを、行政を担う皆様方に申し上げます。</p>	<p>協働事業の具体的ご提案として受け止めます。</p> <p>「食の問題」については、今後、食育などを所管する関係部署とも協議し検討したいと思います。</p>
7	協働の推進	<p>武蔵野市の防災センターが来年完成の運びと成ります。大変大事なことです。近未来いつ発生するか分からない大災害に対し機能を最大限に発揮させる為には、2～3年の年数で移動のある防災課の職員ではなく、例えばNPO法人化した消防団OB・消防署OB・警察署OB等のメンバーで構成した組織を管理センターに常駐させ、市内全域の防災関係機関をネットワーク化し、効率の良い連携プレーが出来る巨大ボランティア組織の核とすべきです。</p> <p>消防署、消防団は第一線の実働部隊であり指揮系統が違います。災害発生時における後方支援（ボランティアグループ）の指揮をするセンターが必要不可欠だと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	分類	発言・意見の趣旨	策定委員会としての 取扱方針
8	市の基本姿勢	<p>コミュニティ協議会とNPOとの関係がどのように整理されるのかがよく分からない。</p> <p>とくに、P17にくまちづくりの2本の柱>として、「コミュニティ自主三原則」と「NPO活動促進三原則」が並列的に記載されているが、今後、この二つがどのように連携・関係してくるのかを明確にしたい。</p>	<p>「地域コミュニティ」活動に対する原則としては、従来から「コミュニティ自主三原則」がありますが、今回、「目的別コミュニティ」活動のさらなる充実へ向けて、新たに「NPO活動促進三原則」を打ち立てるという趣旨です。ご指摘のとおり「コミュニティ自主三原則」と「NPO活動促進三原則」の関係整理、連携の必要性などを明確にします。</p>

※「発言・意見の趣旨」「策定委員会としての取扱方針」欄に記載のページ数は本計画書の記載箇所に合わせてありますが、発言・意見の趣旨は「中間のまとめ」に対するものとなっています。

武蔵野市 NPO 活動促進基本計画

2007 年（平成 19 年）3 月発行

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28
武蔵野市 企画政策室 市民活動センター

電 話：0422 (60) 1830

F A X：0422 (51) 5638

E-Mail: sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp